

1 『予防』健康づくりと介護予防の推進

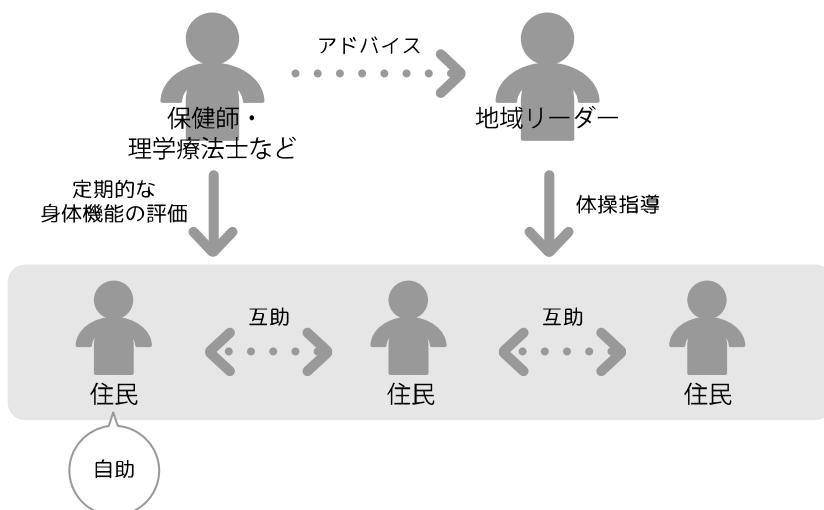
高齢者が地域でいきいきと元気で暮らしていくためには、生活習慣病予防に基づく健康づくりと、要介護状態などの身体的機能の低下を防ぐ介護予防の取組みが重要です。本市においても様々な取組みを行っていますが、市民一人ひとりが自らの健康を長く維持していくうえでは、いわゆる自助・互助の働きが極めて大切です。介護予防に携わる保健師や理学療法士などが介護予防ボランティア養成講座などに関わり、熱意ある市民を地域リーダーとして育成し、地域主体の自主的な活動が広がるよう取り組んでいます。

こうした「住民主体による多様な集いの場」などを通じて住民の絆が深まり、生活課題を共有することで、地域住民など「多様な主体による生活支援」や互助の仕組みに発展していくよう様々な支援を行っていきます。

この施策での基本目標

自助・互助の促進や介護予防ボランティア養成などに積極的に取り組み、2020年度（平成32年度）における要介護認定率が、現在の要介護認定率（平成28年度末22.8%）から上昇しないよう現状程度にとどめます。

地域での「自助・互助」の仕組みを活かす介護予防のイメージ



(1) 健康づくりの推進

市民の主体的な健康づくりや健康なまちづくりを推進し、望ましい生活習慣の実践や生活習慣病の重症化予防に取り組みます。各種がん検診等の受診率の向上や、健康教育・啓発など関係部局と地域包括支援センターが連携した取組みを展開し、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。

① 生活習慣病の予防

生活習慣病の予防等の知識の普及を図り、壮年期からの健康の保持・増進のため、健康教室やウォーキングイベント等を開催し、食生活・運動等の生活習慣の改善を支援していきます。また、健康診査の必要性を周知するとともにがん検診等の健康診査のさらなる普及・啓発と受診しやすい体制づくりをすすめ、壮年期からのロコモティブシンドロームの予防に対する支援の充実を図ります。

【第6期計画期間中の取組み】

健康教育の実施回数（延べ参加者数）

平成27年度	平成28年度	平成29年度
353回（14,536人）	343回（13,645人）	213回（8,422人） (9月末現在)

② 健康なまちづくりの推進

住民協議会等地域組織における健康づくりの取組みを支援し、地域ぐるみの健康づくりを推進するとともに、「食生活改善推進員」や「ウォーキングサポーター」など健康づくりのボランティアや地域のリーダーを養成・支援します。

【第6期計画期間中の取組み】

食生活改善推進員

平成27年度	平成28年度	平成29年度
167人	153人	162人

ウォーキングサポーター

平成27年度	平成28年度	平成29年度
46人	42人	42人

(2) 介護予防の推進

健康寿命の延伸を目指し、一人ひとりのセルフケア能力を高められるよう地域の実情に応じるとともに、各種の介護予防教室を連動させて実施するなど効果的かつ効率的な介護予防の取組みを推進します。これまでのように元気高齢者と予防事業対象者を分け隔てるのではなく、すべての高齢者に対して介護予防事業の周知・啓発を図るとともに参加を促していきます。

【第6期計画期間中の取組み】

一般介護予防事業参加者数

平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
12,767人	17,396人	15,000人

① 介護予防教室

【運動器の機能向上教室】

活動的な高齢者像（健康長寿）への意識を高め、衰弱、転倒・骨折等加齢に伴う身体的機能の低下のリスクに対し、筋力アップを図り運動習慣が身に付くよう支援していきます。あわせて精神面での意欲向上を図っていきます。

【口腔機能向上教室】

健康で快適な生活を送る上で口腔機能の維持・改善は重要な要素です。食べる機能や嚥下機能の低下を予防・回復させるため、高齢者自身が口腔機能向上の意義を理解し、意欲を持って取り組めるようにします。

【栄養改善教室】

高齢者にとって一番身近な「食べること」を通して自分らしい生活が送れるよう支援します。「おいしく」「楽しく」そして「安全」な食生活を送ることができるよう、また要介護状態に陥らないよう、栄養指導や調理実習を行っていきます。

※ 平成27年度は二次予防事業、平成28年度は一般介護予防事業により実施。

※ 平成28年度から1クールあたり3回開催

② 認知症予防教室（後述。67ページ）

(3) 社会参加と生きがいづくりの推進

高齢者のニーズを捉えながら、講座、イベントの開催、学習支援の活性化を図り、高齢者の活動の場を拡大することにより、生きがいづくりを推進します。また、高齢者自身が、これまでに培った経験・知恵・技能を活かし、家庭や地域社会の担い手として積極的に活躍できるよう、地域団体活動だけでなく趣味、学習活動、スポーツ活動、社会活動、また介護予防事業の担い手として様々な分野との連携・協力によるネットワークの構築を進めます。また、シルバー人材センターへの登録者の増加や就業率の向上に取り組み、元気で働く意欲のある高齢者の就労機会の充実を図ります。

① 寿大学ほか各公民館趣味サークル

生きがいづくりを支援するため、寿大学や各公民館趣味サークルなど、高齢者が参加する社会教育関係団体が、主体的に取り組む文化・学習活動等を支援します。

【第6期計画期間中の取組み】

寿大学の登録者数

平成27年度	平成28年度	平成29年度
538人	538人	510人

高齢者向け講座数（出席人数）

平成27年度	平成28年度	平成29年度
97講座（9,890人）	111講座（10,523人）	94講座（4,784人） (9月末現在)

② 住民主体による多様な集いの場（宅老所・サロン、自主グループ）

本市では、地域住民が立ち上げた宅老所・サロンが約150か所、また地域包括支援センターの関わりのもとで活動を始めた介護予防の自主グループが約70か所と、多様な集いの場が広がっています。こうした地域の高齢者サロンなどの活性化をめざして、地域活動組織の育成およびボランティアの養成に努める一方で、継続した活動ができるよう必要な環境整備などの支援を行い、介護予防に関する自主活動を促進します。

特に平成28年度から、地域住民の方が主体となって地域でのサロンなどを新しく立ち上げる場合の開設補助制度や、地域の集いの場などに参加するとプレゼントの特典があるなどの「お元気応援ポイント事業」を開始しています。

また、集いの場が高齢者の見守り機能を発揮するようなしきけが必要であり、各地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターとも連携しながら進めています。

【第6期計画期間中の取組み】

独自事業

お元気応援ポイント事業（老人クラブやサロン等の登録団体数（登録人数））

平成27年度	平成28年度	平成29年度
—	314団体（約6,000人）	405団体（9月末現在）

独自事業

新規開設補助金（一般介護予防事業）支給団体数（支給合計額）

平成27年度	平成28年度	平成29年度
—	7団体（876,784円）	8団体（1,398,904円） (9月末現在)



～ 地域の自主グループ～

③ 地域ボランティアの養成・活動の推進

日頃の地域活動を通じて、ボランティア活動に意欲のある方を発掘・養成します。地域介護予防活動に資する「介護予防いきいきサポーター」への地域の関心も高まっており、地域包括支援センターと市が協働で、養成したサポーターの活動機会の提供やその後の継続的なフォローアップなど、個人の介護予防と地域の介護予防活動を推進する取組みを継続します。

介護予防いきいきサポーターのなかで、運動編の上級向け講習を受けていただいた方は「まつさか元気アップリーダー」に登録され、地域での運動講師やリーダーとして活躍していただいており、今後も定期的な養成と活動を広げていきます。また、様々な目的で活動するボランティア団体等と必要に応じた協力・連携体制を整えていきます。

【第6期計画期間中の取組み】

独自事業

介護予防いきいきサポーターの養成（登録累計）

平成27年度	平成28年度	平成29年度
468人	533人	552人（9月末現在）

○ 介護予防いきいきサポーターへの支援（フォローアップ等）

平成27年度：34回 → 平成28年度：47回 → 平成29年度：継続実施

独自事業

まつさか元気アップリーダーの養成（登録累計）

平成27年度	平成28年度	平成29年度
103人	－	139人（9月末現在）

※ 平成28年度は103人に対するフォローアップ研修を開催。

○ まつさか元気アップリーダーへの支援（フォローアップ等）

平成27年度：1回 → 平成28年度：5回 → 平成29年度：継続実施

○ 市広報で、介護予防いきいきサポーターやまつさか元気アップリーダーなどを定期的に特集掲載

④ ささえさん事業（高齢者ボランティアポイント制度）

松阪市では、高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献や社会活動に参加することで、いきいきとした地域社会をつくることを目的として、高齢者ボランティアポイント制度を導入しています。また自らの介護予防のための活動としても重要な松阪市での取組みであり、今後も松阪市社会福祉協議会と連携して、本制度の一層の周知に努め、活動の場の拡大を検討していきます。

【第6期計画期間中の取組み】

独自事業

ささえさん（活動員）登録人数、活動による取得ポイント、活動受入れ事業所

平成27年度	平成28年度	平成29年度
284人 12,885 ポイント 78 事業所	328人 14,372 ポイント 88 事業所	342人（9月末現在）

⑤ 介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者が地域で暮らし続けるため、身近な場所で慣れ親しんだ仲間とともに介護予防の取組みができる住民主体型の「集いの場」の充実や、従来とは異なる介護事業所やNPOなどによる基準緩和型サービス等、多様な主体による実施により、高齢者が社会に参加し、いきいきとした生活が継続できるよう支援します。

【第6期計画期間中の取組み】

平成27年度	事業化検討
平成28年度	モデル実施（現行相当サービス、基準緩和型A）
平成29年度	全市域で実施（現行相当サービス、基準緩和型A、住民主体型B）

⑥ 老人クラブ活動

老人クラブは、高齢者の生きがい活動及び介護予防事業、相互の生活支援を担うことから、その活動や役割は重要です。近年は加入者の減少、クラブの消滅が進んでいくことから、魅力ある活動内容を検討することで団塊世代などの新規加入者を増やし、奉仕活動や友愛活動、環境整備活動等を通した社会貢献活動や介護予防事業に積極的に取り組めるよう支援していきます。

【第6期計画期間中の取組み】

老人クラブ数（会員数。松阪市老人クラブ連合会加盟団体における会員数）

平成27年度	平成28年度	平成29年度
75 クラブ（7,503人）	70 クラブ（6,993人）	（7,000人）（目標）

⑦ 就労対策（シルバー人材センター等）

元気な高齢者が多く活躍するシルバー人材センター等の活動は、高齢者活力として期待が高まりつつあります。高齢者にとって社会的役割を実感できることは、介護予防にもつながります。シルバー人材センター会員が、宅老所や集いの場等への支援を通じて地域の取組みの実際を知り、一住民という立場として活動しようとするきっかけにもなるよう高齢者の社会参加を支援していきます。

【第6期計画期間中の取組み】

シルバー会員数（受託件数）

平成27年度	平成28年度	平成29年度
1,017人(6,204件)	1,025人(6,493件)	(3,639件)(9月末現在)

⑧ 老人福祉センター

地域の高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための情報や場を総合的に提供しています。市内には松寿園と飯高老人福祉センターの2施設がありますが、施設の機能面の課題解消も視野に、今後の施設のあり方の検討を行っていきます。

【第6期計画期間中の取組み】

松寿園の延べ利用団体数（延べ利用者数、施設稼働率）

平成27年度	平成28年度	平成29年度
458組(8,568人、81.9%)	499組(8,480人、86.0%)	(85.0%)(目標)

飯高老人福祉センターの延べ利用件数（延べ利用者数）

平成27年度	平成28年度	平成29年度
1,201件(13,858人)	1,219件(16,552人)	1,200件(目標)

※ 当該施設は複合利用施設

ひとり暮らし高齢者等、誰もが住み慣れた地域で生活していくためには、多様な生活支援サービスが必要となる場合があります。特に日常のゴミ出しや見守り、掃除等の生活支援においては、地域の互助力で解決可能な場合があり、さらに市内では買い物支援の無料バス運行を実現した地区もあり、様々な情報を地域と共有し意見交換を行うなど、地域での生活支援の取組みが広がるための支援を行っていきます。

この施策での基本目標

生活支援にかかる地域互助の促進が図られるよう、市・社会福祉協議会・地域包括支援センターが連携して構成している地域連携活動サポートチームが中心となって、生活支援の好事例を各地域に紹介するなどし、今期計画期間中に生活支援サービスを開始した地域が現状より増えるよう支援します。

(1) 支え合いの地域づくりの推進

5年、10年先にどんな自分でいたいのか、どんな地域になっていると良いのかといった目標のイメージを市民の皆さんと共有しながら、地域づくりの推進を図ります。

サロンの開催や、見守り、外出支援などの生活支援サービスの提供を通じて、地域の支え合い活動を促進するとともに、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることから、高齢者が担い手としても活動していくことを促進します。

① 多様な主体による生活支援

高齢者の生活に必要な支援は、地域性や身体状況などにより異なります。

制度改正で従来の介護サービスに加えて、地域支援事業として地域主体型のサービスが展開できるよう、訪問型サービスが設けられました。

独居や高齢二人世帯などがますます増えていくことから、高齢者の様々なニーズに応えられるよう、市民等から希望者を募って生活支援に向けた2日間研修を行い、地域住民やNPO、民間などの多様な主体による掃除、洗濯、買い物代行、調理、ゴミ出しなどの生活支援が広がるように繋げていきます。

【第6期計画期間中の取組み】

平成27年度	事業化検討、生活支援コーディネーター連絡会7回 関係機関との視察2回
平成28年度	生活支援コーディネーター連絡会4回 地域づくり懇談会5回（参加者356人）
平成29年度	社会福祉協議会へ研修（2日間コース）を委託

② 地域における推進組織の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、身近な地域での支え合いが大切です。自らの地域で、互いに支え合う住民相互の支え合い活動として、庭木の剪定やゴミ出し、見守りといった活動を始めている地域もあります。住民協議会、地区福祉会、自治会、老人クラブなどをはじめとした地域福祉活動を行っている様々な組織が、このような取組みを実践し地域の支え合いを推進することができるよう協力・支援します。



～ 地域での助け合い（ゴミ出し、剪定 2地区）～

③ 生活支援コーディネーターの配置

平成 27 年度から各地域包括支援センターへ生活支援コーディネーターを 1 名ずつ配置しました。地域の状況を把握し、関係機関と共に住民協議会、自治会、民生委員、ボランティアなど地域との関係づくりに努めながら、集いの場の開設や日常の生活支援など地域づくりの更なる構築を目指します。

【第 6 期計画期間中の取組み】

生活支援コーディネーターの主な取組み

平成 27 年度	5 名配置 地域の介護予防の集いの場の現状と課題の把握
平成 28 年度	5 名配置 住民主体の介護予防の集いの場開設と充実支援 相談対応 50 件、講師による介入指導 4 地区
平成 29 年度	5 名配置 平成 28 年度と同様の取組みを実施

④ 地域敬老事業推進特別交付金

本市には小学校区を基本単位とした 43 の住民協議会(まちづくり協議会)があり、それぞれの地域で防災・防犯、環境、教育、健康福祉などに関する取組みが進んでいます。この住民協議会の活動で、地域の高齢者を敬う又は長寿を祝う事業、あるいは高齢者の生きがい・健康維持・地域での居場所づくりに繋がる事業等については平成 26 年度より地域敬老事業推進特別交付金を交付し、活動を支援しています。地域の特性を活かされた事業が実施されており、今後も事業として継続していきます。

【第 6 期計画期間中の取組み】

独自事業

記念品配付地区数	平成 27 年度 : 16 地区 → 平成 28 年度 : 16 地区
敬老会実施地区数	平成 27 年度 : 23 地区 → 平成 28 年度 : 22 地区
宅老所等助成地区数	平成 27 年度 : 6 地区 → 平成 28 年度 : 8 地区
健康関係事業地区数	平成 27 年度 : 9 地区 → 平成 28 年度 : 16 地区

※ 1 地区で複数実施する場合があり、合計は 43 地区に合致しない。平成 29 年度以降も、継続実施。

⑤ 松阪市社会福祉協議会との連携

松阪市社会福祉協議会は、民間組織としての自主性と、広く市民や社会福祉関係者に支えられた公共性の二つの側面をあわせもった民間非営利組織として、高齢者福祉の活動をはじめ、さまざまな活動をしています。また、地域福祉活動推進の中心的存在として位置づけられ、見守り・ふれあいの福祉活動等により、誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていく社会づくりをめざし、活動を展開しています。

住民協議会などへの支援体制として、市・社会福祉協議会・地域包括支援センターが連携して地域連携活動サポートチームを構成しており、今後も地域の課題に対し、それぞれの役割を共有し必要な協働体制を持ちながら地域づくりを推進していきます。またシルバー人材センターとも連携して宅老所やサロンへの支援に対する協議も行っています。

(2) 高齢者福祉サービスの充実

高齢者の日常生活を支援するために、配食サービスやホームヘルプサービス、家事援助などの生活支援や、相談、見守り、安否確認等、在宅生活を継続するための支援を充実します。

① 訪問サービス事業

ア) 高齢者在宅生活支援事業

在宅の高齢者に対し、人材を派遣し庭の草取りなどの軽微な日常生活援助を行うことで、自立した生活を送れるよう支援するもので、今後も継続して事業を実施していきます。

【第6期計画期間中の取組み】

延べ利用人数（延べ利用時間）

平成27年度	平成28年度	平成29年度
41人（162時間）	67人（275時間）	42人（159時間） (9月末現在)

イ) 訪問理美容サービス事業

心身の障がいや傷病等により、理髪店等に出向くことが困難な高齢者の自宅を理容師等が訪問する、「訪問理美容サービス」を実施し、訪問出張費用を負担する事業を行っています。今後も継続して事業を実施していきます。

【第6期計画期間中の取組み】

利用人数（延べ利用回数）

平成27年度	平成28年度	平成29年度
14人（32回）	20人（39回）	10人（25回）（9月末現在）

② 通所サービス事業

ア) 地域交流型一般デイサービス事業

従来の生きがい活動支援通所事業を見直し、主に過疎地域で地区集会所などを会場として行われている活動については、平成28年11月から「地域交流型一般デイサービス事業」として介護認定の有無に関係なく、また地域の事情等に応じて障がいのある方や子どもも参加できるよう事業転換をしています。家に閉じこもりがちな高齢者に対しては、日常生活動作訓練や生きがい活動等の各種サービスを行い、要介護状態への進行防止を図ります。

従来の事業では介護認定のある方は参加できませんでしたが、地域交流の目的に沿って、過疎地域において要支援や要介護1、2程度の軽い介護認定のある方の登録と参加が増えており、今後も事業を継続していきます。

【第6期計画期間中の取組み】

平成27年度	事業化検討（旧生きがい活動支援通所事業 登録370人）
平成28年度	（一般介護予防事業）4事業所、登録405人（延べ利用人数2,422人、5カ月）
平成29年度	（一般介護予防事業）4事業所、（延べ利用人数3,013人、6カ月）（9月末現在）

イ) 生活管理指導短期宿泊事業

基本的な生活習慣が欠如しているために一時的に養護する必要がある高齢者を施設で短期間宿泊していただくことによって、日常生活に関する指導や支援をします。緊急時の対応が図れるように、今後も事業を継続していきます。

【第6期計画期間中の取組み】

利用施設、利用人数（利用日数）

平成27年度	平成28年度	平成29年度
2施設、7人（55日間）	2施設、2人（19日間）	0人（9月末現在）

③ 手当等支給事業

ア) 在日外国人高齢者福祉給付金支給

法律上、公的年金制度に加入できず公的年金を受給できない市内在留の外国人高齢者（大正15年4月1日以前生まれ）の方に対して、月額1万円を支給します。

【第6期計画期間中の取組み】

支給人数

平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
1人	1人	1人

イ) 高齢者日常生活用具給付事業

松阪市では、心身機能の低下に伴い、火の管理が特に心配な在宅の高齢者のみの世帯に対し、日常生活用具（電磁調理器・自動消火器・火災報知器）の給付を行い、自立した生活をおくことができるよう支援しており、今後も事業を継続していきます。

【第6期計画期間中の取組み】

利用人数（うち電磁調理器、自動消火器、火災報知器）

平成27年度	平成28年度	平成29年度
26人（21台、4台、1台）	17人（12台、5台、0台）	7人（9月末現在）

④ その他のサービス事業

ア) 緊急通報装置貸与事業

ひとり暮らしの高齢者を 24 時間体制で見守り、急病や災害時の緊急時に迅速に対処するため緊急通報装置を貸与します。施設入所や情報通信機器の普及で利用台数は減少していますが、安否確認等を行うことにより、日常生活の安全確認と不安解消を図るため、事業を継続して実施します。

【第 6 期計画期間中の取組み】

年度末における設置利用台数（年度中の新規設置台数、撤去台数）

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
630 台 (新規 60 台、撤去 99 台)	622 台 (新規 92 台、撤去 100 台)	622 台（9 月末現在）

イ) 寝たきり高齢者等寝具丸洗い乾燥事業

高齢者世帯の衛生面を支援し、快適な生活が続けられるよう、年 1 回寝具の丸洗い乾燥を行います。利用は一人 2 枚までとなっており、平成 28 年度から要介護又は要支援の認定を持つ方に限定したことで利用者が減少しましたが、今後も必要な方に対して衛生的な環境が確保できるよう支援します。

【第 6 期計画期間中の取組み】

寝具丸洗い乾燥事業の利用者（利用枚数）

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
452 人（利用枚数 858 枚）	299 人（572 枚）	296 人（572 枚）

ウ) 配食サービス事業

見守りが必要で調理が困難な高齢者等に対し、栄養バランスのとれた食事を、週 3 食を限度として、安否確認を兼ねた配食サービスを行っています。平成 26 年度の延べ 20,494 食をピークに若干の利用減少がみられ、介護施設やサービス付き高齢者向け住宅等への入所が増えたこと等が要因と思われますが、在宅での暮らしに欠かせないものであり、今後も事業として継続していきます。

【第 6 期計画期間中の取組み】

配食サービス事業の事業所数（延べ配食数）

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
10 事業所（19,745 食）	10 事業所（19,173 食）	10 事業所（11,170 食） (9 月末現在)

エ) 長寿者祝事業

永年、社会の発展に寄与してきた高齢者に敬意を表し、長寿をお祝いします。

1つ目は百歳になられた高齢者を市長が訪問し、記念品と祝い状を贈呈します。2つ目は9月の敬老の日にちなみ、市内最高齢者を市長が訪問して記念品と祝い状を贈呈、また101歳以上の長寿者に記念品と祝い状を贈ります。3つ目は80歳以上の高齢者に長寿祝いはがきを送付します。これらを実施することで多年にわたり社会につくしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝う思想をひろく市民に啓発することができ、今後も事業として継続していきます。

オ) 救急医療情報キットの配布

65歳以上の人暮らしの高齢者並びに高齢者のみの世帯の方などに、病歴や服薬、家族等の連絡先等の情報が記載された、いわゆる『命のカプセル』である救急医療情報キットを配付し、緊急時に迅速かつ的確に対処できるようにすることで、本人はもとより救急隊員等の援助者の負担軽減ができるようにします。一部地域において既に実施されていますが、全市的な取組みとしていきます。



平成30年度から全市的に実施予定

⑤ 移送サービス

ア) 福祉有償運送事業

身体障がい者や要介護者等、一人では公共交通機関を利用し、移動することが困難な方に対して、公共の福祉を確保する観点から福祉有償運送事業を実施しています。また、福祉有償運送の適切な運営の確保を通じて、公共の福祉の向上を図るために、「福祉有償運送運営協議会」を設置し、協議を行っており、今後ニーズは高まる方向にある移送サービスにおいて、継続して支援を行っていきます。

【第6期計画期間中の取組み】

福祉有償運送事業所数（登録人数、延利用回数）

平成27年度	平成28年度	平成29年度
12事業所（387人、14,655回）	11事業所（418人、13,858回）	11事業所（448人、8,179回） (9月末現在)

イ) 公共移送サービス事業

地域と市が協議を行ないながら市街地循環線（鈴の音バス）のほかコミュニティバスが運行されています。松阪市全体における高齢者を取り巻く現状から、今後も高まりをみせるニーズであることを踏まえつつ、移動手段が少ない地域に対するサービスの支援について、今後も、地域のニーズと移送サービス事業の継続の可能性の検証を重ね、より効果的な事業整備に努めます。

【第6期計画期間中の取組み】

松阪市運営公共交通の利用件数（うちコミュニティバス）

平成 27 年度	鈴の音バス 89,837 人、他地域 9 線 48,281 人、廃止代替 2 線 41,814 人
平成 28 年度	鈴の音バス 92,892 人、他地域 9 線 46,894 人、廃止代替 2 線 36,946 人
平成 29 年度	鈴の音バス 46,428 人、他地域 9 線 26,199 人(9月末現在)

ウ) 地域主体の移送サービス事業

高齢化率 60%を優に超える宇気郷地区においては、試験運行を経て、平成 28 年度から市街地にあるスーパーまで定期的に地域住民による「お買い物バス」を走らせています。地域住民に対する戸別アンケートでニーズを把握するとともに、地域と市・社会福祉協議会・地域包括支援センターが一緒に道路運送に関する法律上の運用面での課題解決のための協議を行い、企業支援などもあって無料の地域バス運行にこぎつけました。他地区からも注目されている取組みであり、必要な情報提供を行っています。

独自事業



～ お買い物バス ～

エ) 民間による移動販売事業

市内においては、平成 29 年度に大手スーパーなどが移動販売事業を開始しました。今後の事業展開によっては移動販売エリアの拡大などが期待されますが、その動向については市民の方への情報提供に努めていきます。

⑥ 家族介護支援事業

ア) 家族介護慰労金支給事業

寝たきり高齢者等を介護している介護者に、介護保険法による介護サービスを過去 1 年間受けなかった場合、介護者の労をねぎらうとともに介護している家族の経済的負担を軽減するため、慰労金を支給します。

【第 6 期計画期間中の取組み】

支給人数（総支給金額）

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
3 件（300,000 円）	2 件（200,000 円）	1 件（100,000 円） (9 月末現在)

イ) 寝たきり高齢者等紙オムツ給付事業

寝たきりや重度の認知症のために常時オムツの使用が必要である高齢者等に対して、紙オムツを給付することにより、介護している家族の経済的負担の軽減を図っています。平成 26 年度の延べ給付人数 9,194 人をピークに、施設入所等の影響から利用延人数が減少傾向に転じていますが、必要な事業であり今後も継続実施していきます。

【第 6 期計画期間中の取組み】

延べ給付人数（月平均）

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
9,001 人（750 人/月）	8,552 人（713 人/月）	4,103 人（684 人/月） (9 月末現在)

3 《認知症》認知症施策の充実

現在の国の推計によると、高齢者人口に占める認知症自立度Ⅱ以上の発生率は、高齢者人口の約 15.0%と見込まれています。また年齢とともに発症率が上がることから、松阪市においても後期高齢者の増加に伴って現在約 15.0%の発症率は上昇すると考えています。

また、平成 28 年国民生活基礎調査の結果において、介護が必要となった主な原因で認知症と回答された割合が最も高かったことからも、総合的な認知症施策を今後ますます充実していく必要があります。

この施策での基本目標

認知症サポーターや高齢者安心見守り隊の養成や育成により、地域の見守りの充実を図ります。毎年、市内のどこかの地区で自主的な高齢者声かけ訓練（徘徊模擬訓練）が実施されるよう支援を行います。

認知症の方を支える流れと仕組み



予防、気づき～診断まで（啓発・見守り）

- ・認知症サポーター や高齢者安心見守り隊の養成、企業との協定
- ・認知症ケアパス（認知症ガイドブック）の周知・啓発
- ・認知症スクリーニング、認知症予防教室
- ・物忘れ相談会、認知症カフェ・サロンなど

日常のケア（初期対応）

- ・家族支援策（認知症家族介護教室などの交流事業）の充実
- ・徘徊SOSネットワークまつさか、徘徊高齢者家族支援サービス
- ・認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームによる相談・対応など

急性増悪時のケア（医療等との連携）

- ・主に認知症初期集中支援チームによる医療機関との連携
- ・医療関係者の認知症対応力の向上など

(1) 認知症を正しく理解し、寄り添えるまちづくり

認知症に対する理解が地域全体に広まるよう、あらゆる機会を活用し認知症に関する知識の普及・啓発の推進及び地域の見守り体制の強化を図ることにより、認知症高齢者の尊厳が守られ、安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

① 認知症サポーター養成講座の開催

認知症に関する正しい知識の普及・啓発を基本に据え、「認知症サポーター養成講座」を継続して開催していきます。対象は、一般的な地域住民は無論のこと、学校等での子ども達へのキッズ講座や地域の企業など、様々な立場の方に学んでいただけるよう講師役である「キャラバン・メイト」とともに企画を充実させていきます。また、認知症の方の行動を単に困った行動と受け取るのではなく、その背景にあるものや心の動きをきちんと伝えて、温かく寄り添う意識が伝播していくよう、「キャラバン・メイト」の交流や資質向上のための支援を行ないます。

【第6期計画期間中の取組み】

認知症サポーター養成講座の開催回数（養成人数。累計人数）

平成27年度	平成28年度	平成29年度
103回 (2,316人、18,527人)	71回 (1,578人、20,105人)	51回 (998人、21,103人) (9月末現在)

【重点目標】

今後も毎年2,000人養成、2020年度（平成32年度）末で累計28,000人を目指とする。



～「認知症キッズサポーター」養成講座～



～高齢者声かけ訓練～

② 高齢者安心見守り隊の養成

認知症サポーター養成講座修了生に呼びかけ、地域で見守る活動を行なう方を増やしていくよう地域包括支援センターとともに養成講座を開催し、見守り手のネットワークの拡大と充実に努めます。また、松阪市の「徘徊 SOS ネットワークまつさか」のメール配信登録や高齢者安心見守り協力店の開拓、高齢者声かけ訓練（徘徊模擬訓練）の実施などに取り組んでいただくなどの自主的な取組みが進展しつつあり、今後もその活動を支援します。

【第6期計画期間中の取組み】

独自事業

安心見守り隊の登録状況（養成人数）

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
累計 1,032 人（194 人）	累計 1,098 人（103 人）	累計 1,138 人（9 月末現在）

独自事業

安心見守り隊フォローアップ研修

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
11 回	25 回	18 回（9 月末現在）

③ 認知症カフェ・サロンなど地域の取組みの充実

地域、老人クラブ、介護事業所、地域包括支援センターなどが開設する「認知症カフェ」や「サロン」等の集いの場が広がっています。認知症の方や家族をはじめとして、認知症に関心のある方が気軽に立ち寄り、交流できる場として、こうした「認知症カフェ」や「サロン」等の集いが充実するよう支援します。認知症支援にとどまらず、うつなどの精神疾患の方や地域の独居高齢者の支援など地域で孤立しやすい立場に置かれている方を支援する地域の受け皿にもなるように支援に努めます。

【第6期計画期間中の取組み】

認知症カフェ・サロン箇所数

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
13 か所	13 か所	14 か所（9 月末現在）

④ 企業との連携

松阪市では平成26年度以降、「高齢者にやさしいまちづくり協定」等を企業や組合等を中心に積極的に結び、認知症への理解と地域支援の広がりを目指しています。協定を結んだ企業等にあっては社員が認知症サポーターとなり正しい認識をもって地域貢献を行なっています。今後もこういった意識ある民間団体が増えていくよう努めます。

【第6期計画期間中の取組み】

独自事業

松阪市と協定締結を行った企業・団体数

平成26年度	3団体	(高齢者にやさしいまちづくりに関する協定締結)
平成27年度	1団体	(地域の見守りに関する協定 ※松阪市商店街連合会)
平成28年度	2団体	(高齢者にやさしいまちづくりに関する協定締結)
	1団体	(地域における見守り協力等に関する協定締結)
平成29年度	3団体	(高齢者にやさしいまちづくりに関する協定締結) 9月末現在

⑤ 家族支援策の充実

認知症介護における家族の混乱と精神的負担は計り知れないものがあります。早い段階で相談できる機関の情報や病気の正しい理解を得ること、家族の大変さ・苦しさを吐き出す場の提供などの支援は、認知症介護を続けていくうえでの重要なものとなります。専門医療機関の協力を得て、専門職（医療・介護・権利擁護・生活支援等）からの情報提供と、介護経験者による介護者の受け止めと交流会からなるプログラムを開催することにより、ご本人や家族にとって少しでもより良いケアが継続できるよう努めます。

【第6期計画期間中の取組み】

独自事業

認知症介護家族教室

平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
3回	1回	見込み2回(11月、2月)

⑥ 徘徊 SOS ネットワークまつさかの充実

松阪市では平成 26 年度から「徘徊 SOS ネットワークまつさか」を本格スタートし、徘徊の心配がある方に事前登録をしていただき、徘徊等により行方が分からなくなつた緊急時には、協力者・協力機関にSOSメールで配信するとともに、防災行政無線で地域に放送するなど、可能な限り早期にご本人が見つかり、無事に家族の元に戻れるように取り組んでいます。今後もネットワークの関係機関等とよりよい運営を検討するため、「徘徊 SOS ネットワークまつさか運営会議」を継続して開催します。また、平成 27 年度から松阪地域定住自立圏共生ビジョンに基づき、メール配信システムなどの取組みは、多気郡 3 町とともに広域運用を行っています。

【第 6 期計画期間中の取組み】

本市の本人登録者（メール配信登録数、SOSメール配信を行った行方不明者数）

独自事業

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
110 人（750 件、配信 16 人）	177 人（1,017 件、配信 18 人）	210 人（9 月末現在）

⑦ 徘徊高齢者家族支援サービス事業

認知症高齢者の見守り体制の一環として、広範囲の位置検索が可能なGPS端末機に係る初期経費を市が助成することにより、徘徊高齢者を非常時に早期発見し家族に伝えることが可能な環境づくりを支援します。

【第 6 期計画期間中の取組み】

助成利用件数

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
4 件	2 件	2 件（9 月末現在）

(2) 認知症の早期診断・早期対応に向けた体制づくり

認知症予防や認知症高齢者の早期診断・早期対応などを効果的に進めるため、市や地域包括支援センターが中心となり、医療機関との連携を図るとともに医療と介護の連携体制の確立に努めます。

① 認知症ケアパスの周知・啓発

市民の方にとって理解しやすく、また医療への受診や適切な支援につながることを願い、医療・介護・福祉に関わる方々などで構成する「認知症に寄り添う部会」が中心となって認知症ケアパス（認知症ハンドブック）を作成しました。認知症ケアパスは、認知症の在宅支援に係る医療や介護の情報を体系的にまとめており、平成29年度には15,000部を印刷し、関係者や市民の方に配布をしています。今後は、市民の方がさらに医療への受診や適切な支援につながるよう、関係機関などを通じながら周知・啓発を行っていきます。

【第6期計画期間中の取組み】

平成28年度	認知症ケアパスの掲載内容を検討
平成29年度	認知症ケアパスの印刷（15,000部）、関係者等への配布

※ 平成30年度以降、医療・介護のイベントや関係機関を通じ市民周知を推進

② 認知症スクリーニング（脳の健康チェック）

認知症予防のための自己チェックの機会として、イベントの際での体験、地域からの要望に応えて健康教育（認知症予防）と合わせての体験、企業と連携した体験コーナーの設置などに継続して取り組みます。血圧などの自己チェックや人間ドックを受診するのと同じように、市民が『定期的な脳の健康チェック』が大切と考えられるよう啓発にも努めます。

【第6期計画期間中の取組み】

独自事業

脳の健康チェック開催回数（参加人数）

平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
61回（1,245人）	61回（994人）	60回

③ 認知症予防教室

もの忘れの自覚があったり、脳の健康チェックで予防が必要とされた方などに対し、脳の活性化ゲーム、学習療法等のツールを使用した予防教室を開催します。また、認知症に対する関心も高まっている中、今後増加すると見込まれている認知症患者の早期発見にもつながることから、今後も継続的に実施していきます。

【第6期計画期間中の取組み】

教室の実施状況

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
8 クール (認知機能低下予防教室)	18 クール (認知機能低下予防教室・音楽療法)	14 クール (9月末現在)

④ 物忘れ相談会

物忘れが認知症の初期症状に現れることが多いことから、物忘れに対する不安を抱える方は大勢います。専門医への受診についてのハードルが高い現状から、本人や家族、彼らを支えるケアマネジャー等が専門医に受診する前段階として、気軽に直接相談ができ、アドバイスを得ることができるよう、精神科・神経内科医等の協力を得て相談会を継続開催します。

【第6期計画期間中の取組み】

物忘れ相談会（開催回数、相談者数（うち経過観察、うち要受診））

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
11 回、28 人 (経過観察 7 人、要受診 14 人)	12 回、35 人 (経過観察 5 人、要受診 19 人)	実施継続

⑤ 認知症地域支援推進員の配置

認知症についての知識や介護経験を有する資格のある者として「認知症地域支援推進員」を市と地域包括支援センターにそれぞれ配置し、地域の実情に応じた医療機関・介護サービス事業所や支援機関を繋ぐ連携支援や、認知症の方とその家族に対する相談支援業務を行なっています。また、高齢者声掛け訓練（徘徊模擬訓練）など地域が主体となる取組みへの支援や、認知症に対する理解を広める全国的なプロジェクトであるRUN伴（ランとも）など、官民多くの協力者を得ながら、松阪市の認知症施策全体の向上を図ります。

【第6期計画期間中の取組み】

認知症地域支援推進員

平成27年度	平成28年度	平成29年度
—	6名配置	6名配置

⑥ 認知症初期集中支援チームの設置

認知症等の心配があるご本人やそのご家族への早期支援を図るため、認知症の専門医やサポート医、保健師と精神保健福祉士を配置した「認知症初期集中支援チーム」を平成30年度から発足します。チーム員が対象のご家庭へ訪問等を行い集中的に支援介入することにより認知症に対する正しい情報提供や、認知症の進行や介護に関する心理的な負担の軽減、医療や介護サービスの円滑な導入を図っていきます。

【第6期計画期間中の取組み】

平成28年度	事業化検討
平成29年度	関係者との具体的検討

新規・重点事業

平成30年度に、松阪地区医師会館内に支援チーム（1チーム）を設置

⑦ 医療関係者の認知症対応力の向上

長寿化に伴い、認知症は誰にでも起こる可能性のある病気となっています。このため、医療現場に携わる関係者にあっては、認知症をより深く理解し、本人・家族をサポートできるよう認知症対応力の向上に努める必要があります。現在、認知症サポート医養成研修やかかりつけ医認知症対応力向上研修、また平成28年度から始まった歯科医師、薬剤師、看護職員の認知症対応力向上研修に多くの医療関係者が参加できるよう、関係機関とともに啓発や支援を行っていきます。

4 《医療》在宅医療と介護の連携

(1) 医療と介護の連携推進

医療的ニーズを必要とする要介護高齢者が今後増加していく中、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられるよう、医療、介護、福祉や様々な生活支援サービスを、どの地域でも継続的・包括的に地域で活躍する多職種がネットワークを活用し、一人ひとりに提供できる体制づくりに努めます。まずは、平成30年度に開設する在宅医療・介護連携拠点が中核となって運用を始め、以下の8項目にわたる取組みを連動させて推進していきます。

この施策での基本目標

「松阪地域在宅医療・介護連携拠点」を設置し、医療・介護の関係者等を中心に8項目に取り組み、本市の平成26年度在宅看取り率16.0%に対し、2024年度（平成36年度）で在宅看取り率20%をめざします。

※ 在宅看取り率：自宅や老人ホーム等の生活の場で亡くなった方の割合のこと

① 地域の医療・介護の資源把握

地域の医療機関、介護事業者等の現状把握と、既にいろいろな角度から把握されている情報を整理し共有化を図り、関係者や市民への情報発信を行ないます。

【第6期計画期間中の取組み】

平成28年度	在宅医療に関するアンケートの実施（医師会員272名対象、回収率54%）
平成29年度	在宅医療に関するアンケート（詳細版）の実施と個別ヒアリングを予定

※ 平成30年度以降も、必要に応じて個別ヒアリングやアンケートを実施

② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の協議

地域包括ケアシステムの構築に向けて各専門職種が顔のみえる関係を築いていくことが必要です。①の社会資源の提供体制を基に、多職種が共通認識を持ち、互いの専門性を生かした連携が進むよう様々なネットワークの機会を通じて課題を抽出し、松阪市地域包括ケア推進会議を開催して解決の方法を探ります。

【第6期計画期間中の取組み】

平成 27 年度	地域包括ケア推進会議運営幹事会 12 回、同推進会議他
平成 28 年度	地域包括ケア推進会議運営幹事会 12 回、同推進会議他
平成 29 年度	実施継続

③ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

在宅医療がより良い形で提供されるには、医療依存度の高い方への対応や緊急時の対応を含めた医療機関の協力体制の構築が必須です。それに加え、きめ細かな医療介護の体制を作る必要があります。在宅医療の現状では、熱心な医療機関や事業所が存在していますが、今後市民の要望が増大した時に市内全域で同じように受けられる体制とはなっていません。関係者による協力を得ながら切れ目のない体制構築を検討していきます。

【第6期計画期間中の取組み】

平成 27 年度	市民啓発講演会「どうなる！これからのは在宅医療と在宅介護」の開催
平成 28 年度	まつさか医療顔の見える連携会議（7回）の実施
平成 29 年度	まつさか医療顔の見える連携会議（複数回）の実施を予定

④ 医療・介護関係者の情報共有の支援

支援の必要な患者や利用者の情報を切れ目なく関係者が共有できることと、そのための情報共有ツール（情報共有シートの作成や ICT の活用等）について、関係者で検討し整備するとともに、入退院に関する既存の仕組みの充実も含め関係者で体制を整えていきます。ICT の活用では、既存のパソコンやスマートフォン等を用いて、患者本人の医療的ケアを関係者で共有する等の活用を検討しています。

【第6期計画期間中の取組み】

平成 28 年度	入退院時の連携に関する共通ルールやシートの整備検討
平成 29 年度	前年同様にシート等の検討、ICT導入について検討

新規・重点事業

平成 30 年度以降は ICT の具体的活用についても検討

⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

医療・介護は、「病院から在宅・施設へ」の流れが加速し、入退院時の連携や医療と介護のコーディネートなど、在宅生活を支えるための相談窓口が必要であり、平成30年度に松阪市と多気郡3町で「松阪地域在宅医療・介護連携拠点」を共同設置します。連携拠点では松阪地区医師会との連携協力のもと、医療、福祉の専門職を配置して、在宅医療・介護のすそ野の広がりを目指します。医療や介護に関する情報の収集や関係職種からの相談対応並びに多職種勉強会の企画開催などを行います。

【第6期計画期間中の取組み】

平成27年度	医療・介護関係者との先進地視察（柏市、流山市）
平成28年度	地域包括ケア推進会議運営幹事会などで事業化検討
平成29年度	連携拠点準備室の設置、職員採用・配置（11月）

新規・重点事業

平成30年度に、松阪地域在宅医療・介護連携拠点を設置

⑥ 医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護に関する多職種が連携を深めるため、顔の見える関係を築くとともに、気軽に相談し合えるよう、勉強会やグループワークを開催し、これらの研修会を通じて個々のスキルを伸ばし地域支援の質向上に努めていきます。また、様々な関係機関による既存の研修計画と目的に合わせて調整を図ります。

【第6期計画期間中の取組み】

多職種勉強会開催状況

平成27年度	平成28年度	平成29年度
2回（11月、3月）	2回（9月、2月）	予定2回（10月、2月）



～ 多職種勉強会の様子 ～

⑦ 地域住民への普及・啓発

市民が今後の医療・介護の方向性を理解し、高齢になった時の在宅医療について、また人生の最終段階で在宅医療が必要な時などの様々な考え方や相談方法について情報発信を行います。市民向け講演会の実施や、市広報でのPR、啓発冊子の作成等により啓発に努めます。

【第6期計画期間中の取組み】

独自事業

平成27年度	市民啓発講演会（1回）、医療に関する市広報への掲載
平成28年度	啓発冊子「大切な人の最期を見取ることについて」5,000部の作成 啓発冊子「在宅医療を考える」1,000部の作成 医療に関する市広報への掲載
平成29年度	認知症市民フォーラム（1回）、医療に関する市広報への掲載

⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携

平成28年度に策定された地域医療構想（ビジョン）等を踏まえ、近隣市町との連携のもと、様々な医療や介護のネットワークを積極的に構築し、広域的な連携に努めます。

【第6期計画期間中の取組み】

近隣関係市町との協議

平成27年度	平成28年度	平成29年度
1回	3回	複数回

(1) 高齢者の住まいの確保

自宅で生活を送ることが困難な高齢者については、今後も安心して健康に生活を送ることができるよう住まいの確保が必要です。近年は住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、日々の必要な支援を受けながら生活を送ることができる環境の整備も進んでいます。一方ではこのような施設に入居することが経済的に難しい高齢者もいるため、今後も関係部局と連携した住まいの確保に努める必要があります。

① 養護老人ホーム

住宅環境や経済的な理由により在宅での生活が困難な方への措置入所を図ります。本市には2施設（100床）整備されていますが、周辺自治体の施設との連携により現状数で対応していきます。

整備状況

施設	定員	施設	定員
やまゆりの里（嬉野中川町）	50床	百花苑（井村町）	50床

② 高齢者生活福祉センター

現在市内で2か所整備されており、生活に不安のある高齢者に居住場所を提供する施設です。現状数で対応していきます。

整備状況

施設	定員	施設	定員
飯南高齢者生活福祉センター (飯南町横野)	5床	飯高高齢者生活福祉センター (飯高町富永)	10床

③ 軽費老人ホーム

本市には7施設（280床）整備されており、現状数で対応していきます。

整備状況

施設	定員	施設	定員
泰山荘（鎌田町）	50床	若葉さわやか苑（若葉町）	50床
南勢力トリックケアハウス（小阿坂町）	50床	第2若葉さわやか苑（若葉町）	20床
ケアハウス徳和（下村町）	50床	第3若葉さわやか苑（若葉町）	10床
さわやか苑（川井町）	50床		

④ サービス付き高齢者向け住宅

現在市内に15か所（計353床）整備されています。近年は住宅型有料老人ホームと並んで市内においても整備が進められており、高齢者がある程度の介護が必要な状態になっても住み続けることができる環境を整備するものとして、サービス付き高齢者向け住宅の整備を支援するとともに、要介護度の重い方の利用もあることから、今後も整備状況について把握に努めます。

（2）高齢者の居住における安全安心の確保

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果、日常生活で不安に感じることで「地震などの災害時や緊急時での対応」を挙げる方の割合が多かったことから、今後発生する可能性が高いとされる南海トラフ地震をはじめとした自然災害に対する対応を今後も継続して検討していく必要があります。高齢者が生活を送る住まいの安全や災害が発生した際の避難場所の整備などについて、関係機関と連携していきます。

① 住まいの安全安心の確保

松阪市では今後発生が懸念される大規模な地震に備え、旧建築基準で建築された木造住宅の無料耐震診断や木造住宅耐震補強工事に対する補助金の交付などを行っています。また、高齢者世帯等を対象にして家具固定や耐震シェルターの設置工事費の補助などを実施しています。高齢者は耐震診断について関心が低い傾向にあり、家具固定についても手続きや固定方法がわからないとも考えられるため、関係部局と連携して啓発活動を実施し、住まいの耐震化の推進や家具固定を行っていく体制の構築を進めています。

② 避難所の整備

要介護高齢者や障がい者など日常生活を送るうえで介助を必要とする方は、災害が発生した際に市指定の避難所へ避難した場合においても特別な配慮が必要となります。避難を必要とする大規模災害が発生した際に、このような方が適切な介助のもと避難所での生活を送ることができるように、市内の介護事業所などと連携し災害発生時に介護施設を避難所として利用することができ、また災害発生時に適切な避難所の利用を確保することができるよう関係部局と連携を図りながら取組みを行います。

この施策での基本目標

在宅で生活を送る重度要介護者や在宅における介護・看護を理由とする離転職者などの減少を目指し、今期計画期間中において必要な施設整備をすすめます。

(1) 適切な介護サービスの提供**① 居宅サービスの給付**

居宅サービスの利用人数は概ね増加傾向にあり、利用者数は今後も増加すると考えられます。介護や医療に携わる人材の不足などの課題がありますが、今後のサービス利用者の見込みに対応することができるようサービスの量的な確保・充実に取り組みます。

○ 訪問介護

単身をはじめとした日常の支援を受けることが難しい要介護者の増加も見込まれ、ニーズの増加も考えられます。要介護者の身体機能の維持・向上を図るための体制の確保に努めます。

○ 訪問入浴介護

在宅生活を送る要介護者に対する支援を今後も継続していくため、サービスの利用を促進します。

○ 訪問看護

在宅医療の推進において要介護者の療養上の支援は非常に大切なことであり、利用者の増加が考えられます。これらのニーズに対応したサービスが行われるよう体制の充実に努めます。

○ 訪問リハビリテーション

在宅要介護者の身体機能の維持・向上を図るサービスであり、利用者数も増加しています。今後も利用者のニーズに対応したサービスが行われ、要介護者の身体機能の維持・向上に資するようサービス提供体制の確保に努めます。

○ 居宅療養管理指導

在宅医療の推進が進むなか、服薬指導、口腔機能向上又は栄養改善といった療養指導を利用する人数が大きく増加しています。介護と医療の連携が強化されていく中で今後もサービス利用の促進に努めます。

○ 通所介護

平成28年4月から定員18人以下の通所介護が地域密着型サービスへ移行されたため利用者数が一時的に減少しましたが、要介護者の重度化防止や身体機能の向上、家族介護者の精神的不安の軽減につながるサービスで今後も利用者数の増加が見込まれます。要介護者の在宅生活を支援するためにもサービス提供体制の確保に努めます。

○ 通所リハビリテーション

自宅や地域で生活を送るため、要介護者の重度化を防止し、さらには身体機能の向上につながるようにサービス提供体制の確保に努めます。

○ 短期入所生活介護

要介護者の身体機能の維持や家族介護者の負担軽減につながり、今後も利用者数も増加が見込まれます。ケアマネジャーを対象とした調査結果の中でも量的な不足を感じるサービスのひとつでもあり、今後も利用状況を把握し、サービス提供体制の確保に努めます。

○ 短期入所療養介護

利用者数はここ数年大きな変化はみられませんが、医学的管理が必要な要介護者の増加も考えられ、今後も利用状況の推移を把握し、適切なサービス提供体制の確保に努めます。

○ 福祉用具貸与

要介護者の多くが利用され、その数も年々増加しています。要介護者の身体状況に応じた適切な福祉用具の貸与を促進し、要介護者の住環境整備の充実に努めます。

○ 特定福祉用具購入

利用者数はここ数年大きな変化はみられませんが、在宅生活の継続のためにも今後も適正な利用の確保に努めます。

○ 住宅改修

利用者数はここ数年大きな変化はみられませんが、要介護者の住環境を整備し在宅生活の継続に役立ちます。今後も適正な利用の確保に努めます。

○ 特定施設入居者生活介護

今後重度要介護者の増加も考えられ、これらの方の在宅生活の継続のためにも本計画期間中において特定施設入居者生活介護施設 1 施設（10 床）の整備を行います。

○ 居宅介護支援（介護予防支援）

在宅で生活を送る要介護者の増加が見込まれるため、要介護者の自立支援に資するケアマネジメントが行われるよう努めます。

【第 6 期計画期間中のサービス利用実績】

予防給付（年間延べ人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
介護予防訪問介護	3,268	3,384	2,726
介護予防訪問入浴介護	0	0	2
介護予防訪問看護	257	339	374
介護予防訪問リハビリテーション	378	371	340
介護予防居宅療養管理指導	195	266	280
介護予防通所介護	6,667	7,264	5,882
介護予防通所リハビリテーション	1,582	1,844	1,970
介護予防短期入所生活介護	92	140	126
介護予防短期入所療養介護	1	7	0
介護予防福祉用具貸与	3454	4,226	4,670
介護予防特定福祉用具購入	164	133	154
介護予防住宅改修	255	271	276
介護予防特定施設入居者生活介護	82	102	134
介護予防支援	12,364	13,537	12,522

【第6期計画期間中のサービス利用実績】

介護給付（年間延べ人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
訪問介護	22,583	22,866	23,702
訪問入浴介護	932	933	910
訪問看護	4,710	4,879	5,112
訪問リハビリテーション	2,740	2,997	3,094
居宅療養管理指導	6,123	7,495	8,260
通所介護	33,179	28,922	29,218
通所リハビリテーション	11,598	11,742	11,782
短期入所生活介護	7,853	7,789	7,934
短期入所療養介護	509	564	598
福祉用具貸与	35,392	36,564	38,128
特定福祉用具購入	685	634	576
住宅改修	763	720	646
特定施設入居者生活介護	2,108	2,190	2,190
居宅介護支援	61,137	62,092	63,420

② 地域密着型サービスの給付

単身世帯の高齢者や認知症高齢者の増加も見込まれ、住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、今後のサービスの利用者の見込みに対応するためのサービスの量的な確保・充実に取り組みます。また、近年一部のサービスにおいては事業所の閉鎖もあり利用者数が減少しています。これらのサービス提供体制についても今後検討を進めています。また、利用者に適切なサービスが提供されるよう定期的な集団指導・実地指導を行うとともに運営推進会議の実施等により、地域との連携や運営の透明性を図ります。

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ケアマネジャーを対象とした調査結果の中でも量的な不足を感じるサービスのひとつもあり、今後は利用ニーズの把握に努め、サービス提供が可能か市内事業所と協議を行います。

○ 夜間対応型訪問介護

ケアマネジャーを対象とした調査結果の中でも量的な不足を感じるサービスのひとつでもあり、今後は利用ニーズの把握に努め、サービス提供が可能か市内事業所と協議を行います。

○ 認知症対応型通所介護

既存の事業所の閉鎖などがあり利用者数は減少傾向にあります。認知症高齢者が増加するなかで、このサービスの必要性について検討し、利用状況やニーズの把握に努め、今後の整備について検討します。

○ 小規模多機能型居宅介護

既存の事業所の閉鎖などがあり利用者数は減少傾向にあります。訪問・通い・泊まりを複合的に提供することができるサービスであり、その必要性について検討し、利用状況やニーズの把握に努め、今後の整備について検討します。

○ 認知症対応型共同生活介護

現在 15 か所の整備があり、認知症高齢者が生活を送る住居としてこれらの施設が適正に利用されるよう努めます。

○ 地域密着型特定施設入居者生活介護

既存の事業所の閉鎖に伴い、市内のサービス提供事業者はゼロとなっています。有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅といった高齢者の住まいの整備状況を把握しつつ、そのサービスの必要性について検討を行います。

○ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

現在 5 か所整備されており、在宅で生活を希望する要介護者もあるものの、特別養護老人ホームへの入所を希望される方多く、入所待機者の解消に向けてサービス提供体制の確保に努めます。

○ 看護小規模多機能型居宅介護

ケアマネジャーに対する調査結果からは不足を指摘されるサービスではありませんでしたが、今後も利用ニーズを把握に努め、サービスの必要性について検討を行います。

○ 地域密着型通所介護

要介護者の身体機能の維持・向上や社会的孤立感の解消、家族介護者の精神的不安の軽減につながるサービスで利用者数も増加しています。要介護者の在宅生活を支援するためにもサービス提供体制の確保に努めます。

【第6期計画期間中のサービス利用実績】

予防給付（年間延べ人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	60	64	56
認知症対応型共同生活介護	0	0	0

【第6期計画期間中のサービス利用実績】

介護給付（年間延べ人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	0	1	12
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	656	468	336
小規模多機能型居宅介護	930	633	664
認知症対応型共同生活介護	2,629	2,633	2,654
地域密着型特定施設入居者生活介護	110	145	108
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,362	1,347	1,654
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護	-	6,473	6,868

③ 施設サービスの給付

家族介護を継続するために現在就いている仕事を辞めなければならない方や地域医療構想に基づくバランスの取れた医療機能の分化と連携の推進から新たに在宅医療や施設での生活を必要とする方など、今後も施設サービスを必要とする方が増加することが見込まれます。これらの方が適切に利用することができるよう、ニーズの把握や入所待機状況並びに介護保険料への影響などの把握に努め、施設整備やサービス利用の促進を進めています。また、施設で亡くなられる方は年々増加しており、今後さらに終末期支援のニーズは増大することが予想されます。「松阪市介護サービス事業者等連絡協議会」との連携協力により、施設での看取りがさらに推進され、より豊かなものとなるよう支援します。

○ 介護老人福祉施設

入所を希望されている要介護者の現状、そして介護の継続に伴う就労不安を解消するためにもサービス提供体制の確保は必要と考えられます。このことから今期計画期間中において介護老人福祉施設 1 施設（多床室・60 床）の整備を行います。

○ 介護老人保健施設

前計画期間中に介護療養型医療施設からの転換もあり、現在は一定の供給量が確保できていると考えられます。今後も在宅復帰を支えるサービスとして利用の促進に努めるとともに、利用状況についても把握に努めます。

○ 介護療養型医療施設

2024 年（平成 36 年）3 月までに廃止され、今後は介護医療院等へ転換される可能性があります。現在 1 施設が整備されていますが、現在の施設におけるサービス提供に対する保険給付を行うことができるよう努めるとともに、転換を行う場合には円滑に転換が実施することができるよう関係機関と調整します。

【第 6 期計画期間中のサービス利用実績】

介護給付（年間延べ人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
介護老人福祉施設	8,226	8,364	8,484
介護老人保健施設	7,660	8,301	8,350
介護療養型医療施設	1,447	1,104	366

(2) 介護給付の適正化

必要なサービスが必要な方に提供されるよう、要介護認定の適正化やケアプラン点検支援をはじめとした介護給付の適正化に取り組みます。また、介護保険制度の住民への周知を積極的に実施するとともに、介護サービスを利用している要介護者やその家族が抱える不満・不安についても迅速な対応に努めています。

① 要介護認定の適正化

認定調査の公平・公正性を確保するため、要介護認定申請に係る認定調査の内容について書面を通じた点検を実施しています。今後も実施した認定調査の全てについて点検を実施するとともに、介護認定審査会の公平・公正性を確保するため認定調査員や介護認定審査会委員に対する研修を実施します。

【第6期計画期間中の取組み】

認定調査点検件数

平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
9,452件	9,409件	9,724件

② ケアプラン点検支援

市内居宅介護支援事業所所属のケアマネジャーが作成するケアプランについてケアプラン点検支援を地域包括支援センターとともに実施し、ケアプランが要介護者の自立支援や重度化防止につながる適正なものとなるよう支援を行っています。今後も取組みを継続するとともに、適正なケアプランの作成に向けて点検支援を行います。

【第6期計画期間中の取組み】

ケアプラン点検支援実施事業所数

平成27年度	平成28年度	平成29年度
5事業所	5事業所	5事業所

③ 福祉用具・住宅改修に係る給付の適正化

福祉用具の貸与や購入、住宅改修の施工について、その必要性について点検を行います。また、福祉用具の貸与・購入に要する価格や住宅改修に要する工事費用の適正化に向けた取組みを実施します。

④ その他の介護給付の適正化

サービス利用者に対して「介護給付費通知」を送付し、不適切な請求の有無や利用しているサービスの内容について確認を促します。また、介護給付情報の縦覧点検を強化することにより介護給付の適正化に努めます。

【第6期計画期間中の取組み】

介護給付費通知送付件数

平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
26,205件	26,686件	28,010件

⑤ 介護相談員の派遣

派遣を希望する介護の施設などを定期的に訪問し、利用者などからサービスに関する疑問や不満・不安を聴取し、これらを施設や行政に繋げることで問題の解決や介護サービスの質の向上を図ります。今後は訪問する施設数を増加するなど活動の充実を図ります。

【第6期計画期間中の取組み】

訪問施設数（訪問回数。介護相談員の人数）

平成27年度	平成28年度	平成29年度
17施設（260回、6人）	17施設（253回、7人）	17施設（121回、7人） (9月末現在)

⑥ 介護保険制度の周知

市の窓口やホームページ等により、要介護認定申請手続きやサービス利用方法、介護サービス事業所の連絡先などの各種情報の周知を行います。また、出前講座が積極的に活用されるよう働きかけるとともに、今後も積極的に介護保険制度の周知を行っていきます。

⑦ 苦情対応・解決のための体制

介護保険制度や介護サービスの利用から生じる苦情については、主に市の窓口をはじめ、地域包括支援センター、三重県や三重県国民健康保険団体連合会などが対応しています。このような相談窓口間の連携を今後も強化し、介護保険に係る苦情相談について、迅速かつ円滑な対応がなされるよう関係機関との連携を図っていきます。

(3) 家族介護者への支援

在宅介護を推進する上で、介護者の精神的・身体的な負担を軽減するために、各種関係団体と連携した支援の充実に努めています。高齢者を介護している介護者を一時的に介護から解放し、心身のリフレッシュを図るとともに、介護者相互の交流を深めるための各種交流事業を行っていきます。

- ① 家族支援策の充実（再掲。64 ページ）
- ② 徘徊 SOS ネットワークまつさかの充実（再掲。65 ページ）
- ③ 徘徊高齢者家族支援サービス事業（再掲。65 ページ）
- ④ 高齢者虐待防止対策ネットワーク（再掲。38 ページ）
- ⑤ 寝たきり高齢者等紙オムツ給付事業（再掲。60 ページ）

(4) 人材の育成と活用

① 保健福祉の人材の育成と確保

要介護者の自立支援・重度化防止に向けては、介護事業所が提供する介護サービスの質をより一層高めていくことも大切です。介護職員一人ひとりの介護技術の質の向上をはじめ、今後も継続して介護サービスを提供する職員としてのキャリア形成に資するよう、「松阪市介護サービス事業者等連絡協議会」との連携協力により介護職員等を対象とする研修会や勉強会などの開催に努めます。

また、これまで松阪市では、介護事業所やハローワークなどと連携し、介護現場のイメージアップ、潜在介護士や新規人材の確保について取組みを行ってきました。今後も施設等の介護職員を高校や大学に派遣し、介護の仕事の魅力、やりがいのPR活動を継続し、介護人材の確保に努めるとともに、現在介護現場に就労している従事者の負担を軽減するため、介護ロボット等の先進的な技術の導入促進に向けた適切な情報提供を行います。

【第6期計画期間中の取組み】

人材確保事業、研修会の開催回数（参加者数）

平成27年度	介護職場のウェルカム講習会（3日間開催。9人）
平成28年度	介護職場のウェルカム講習会（3日間開催。15人） 介護と就職の相談会 1回（15人） 介護職員向け研修会 3回（延べ203人）
平成29年度	介護職員向け研修会 1回（46人）（9月末現在）

② 民生委員・児童委員の活動との連携

市民の身近な存在である民生委員・児童委員によるニーズの把握と、相談・情報の総合的な提供により、複雑かつ高度化する福祉の仕組みに応じて、早期・適切な活動ができるよう連携します。

③ 地域ボランティアの養成・活動の推進（再掲。48ページ）

④ 学校と地域との交流推進・福祉教育の充実

学校と地域そして高齢者との交流活動を充実するとともに、社会参加の活発化をはじめ、次代を担う児童・生徒に福祉の心をはぐくむよう努めます。また、小さいうちから認知症に対する理解を深められるよう小学校等において「認知症キッズサポートー養成講座」を開催し、未来の担い手となるこどもたちの中に支援者を増やすべく取り組みます。

⑤ 地域における推進組織の充実（再掲。52ページ）

本計画の進捗にあたっては、本計画に掲げた施策に取り組むことによる高齢者の自立支援・重度化防止の推進状況を明らかにしていく必要があります。本計画では、施策の展開において5つの基本目標を設定し、併せてこれらの目標を達成するための各種取組みを定めています。これらの目標の達成状況等について実績を評価した上で、必要な施策の見直しを行います。

また、介護保険制度改革に伴う保険者機能の強化の一環として、国が示す客観的指標についてもその達成状況に対する評価を求められることになっています。これらの指標についても評価を実施します。

[基本目標（再掲）]

《予防》健康づくりと介護予防の推進

自助・互助の促進や介護予防ボランティア養成などに積極的に取り組み、2020年度（平成32年度）における要介護認定率が、現在の要介護認定率（平成28年度末22.8%）から上昇しないよう現状程度にとどめます。

《生活支援》高齢者が地域で暮らす体制づくり

生活支援にかかる地域互助の促進が図られるよう、市・社会福祉協議会・地域包括支援センターが連携して構成している地域連携活動サポートチームが中心となって、生活支援の好事例を各地域に紹介するなどし、今期計画期間中に生活支援サービスを開始した地域が現状より増えるよう支援します。

《認知症》認知症施策の充実

認知症サポーターや高齢者安心見守り隊の養成や育成により、地域の見守りの充実を図ります。毎年、市内のどこかの地区で自主的な高齢者声かけ訓練（徘徊模擬訓練）が実施されるよう支援を行います。

《医療》在宅医療と介護の連携

「松阪地域在宅医療・介護連携拠点」を設置し、医療・介護の関係者等を中心に8項目に取り組み、本市の平成26年度在宅看取り率16.0%に対し、2024年度（平成36年度）で在宅看取り率20%をめざします。

《介護》介護を受けながら安心してできる暮らし

在宅で生活を送る重度要介護者や在宅における介護・看護を理由とする離転職者などの減少を目指し、今期計画期間中において必要な施設整備をすすめます。